

常任委員会の動き ○ 審査概要・活動

総務文教 常任委員会

6 議案 可決

良事業、小学校の設備改修事業、学校給食センターの設備改修事業などへの充当を予定している。

○行田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

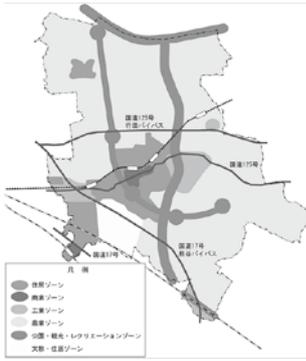
問 「善意でかつ重大な過失がないとき」とあるが、誰が判断するのか。

答 一次的には市長が判断することになるが、このような場合、住民訴訟の提起が予想され、この訴訟の中で裁判所が最終的に判断していくことになる。

○新市建設計画の変更について

問 合併特例債の発行期間を3年間延長した理由及びその利用計画は。

答 延長期間を3年間とした理由は、直近3年間の合併特例債の活用状況及び発行可能残高を勘案したものである。また、利用については、主に行政財政3カ年実施計画で継続事業としている橋梁の新設改



新市建設計画

建設環境 常任委員会

8 議案 可決

○指定管理者の指定の期間の変更について（行田市古代連の里）

問 前回公募した際の応募者に対する意見聴取などは行わないのか。

答 そのような事前ヒアリングを行うことは公平性の観点に欠けることから、実施する予定はない。



古代連の里

○令和2年度行田市一般会計補正予算（第5回）

中小企業・個人事業主感染症対策費補助金

問 本補助金は、国が示した新しい生活様式に対応した感染拡大防止対策を実践する中小企業や個人事業主に対し、10万円を上限として補助対象経費の3分の2を補助するものであるが、既に対策を施してしまった場合は対象外か。

答 現在の案では、4月7日以降に措置をしたものであれば、遡って適用となるよう考えている。

まち並み景観形成先導モデル事業補助金

問 まち並みづくり基本構想の中で、工事を完了日から10年間、その外観を変更してはならないと定めているが、これについて所有者と書類等で取

健康福祉 常任委員会

19 議案 可決
1 請願 採択

り交わしを行っているのか。
答 申請時に所有者に対しそのような条件があることは伝えていない。これを守ることが交付の条件であるため、交付決定をもってその約束が取り交わされたものと考えている。

○行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

問 遊及減免が認められる場合の、やむを得ない事情とは。

答 新型コロナウイルスに感染または感染の疑いがあり、入院や外出自粛のため申請できない場合や海外からの帰国が困難な場合などが、あまり厳格に捉えず、申請受付時の聞き取りにより個々の事情を十分に勘案した上で柔軟に対応する。

○指定管理者の指定の期間の変更について（行田市老人福祉センター）

問 現指定管理者と今後の事業計画の立案に関するヒアリングなどは行ったのか。

答 ヒアリングなどは行っていないが、新型コロナウイルス感染拡

大の状況から適切な事業計画の立案は困難と推察でき、仮に事業計画が提出されても、安心・安全に配慮した適切な施設管理の在り方を踏まえた事業計画の審査は困難である。

○令和元年度行田市介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定

問 徘徊高齢者等位置探索サービス事業は、防災行政無線による行方不明者の捜索と関係がある事業なのか。

答 市が委託した警備会社のサービスを利用する形態で、市はGPS端末の整備費用を利用者は月額500円を負担する。徘徊高齢者が行方不明になると、GPS端末により警備会社を探索し、家族や警察等につなぐというもので、防災行政無線による捜索に至らずに対策を取るものである。



GPS 端末機器